

横浜市立平沼小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月25日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

◆学校教育目標

【知】目標をもち、主体的に粘り強く学び、自分を高めようとする子

【徳】礼儀や規律、人とのかかわりを大切にし、自分や相手を大切にする子

【体】望ましい生活習慣を身につけ、自分の心と体を鍛え、健康と命を大切にする子

【公】まちと人を愛し、自分にできることを考え、互いに協力して行動する子

【開】コミュニケーションを通して視野を広げ、様々な課題を自らの学びとする子を育てます。

- 授業では、「子どもが自分のよさを生かし、学びをつくる授業づくり」を推進する。
- 生活では、多様な集団の中の一人一人を大切にし、子どもが安心して楽しい学校生活を過ごすことができるようにする。
- あいさつ運動を定着させるとともに、たてわり班活動やペアーズ（1年と6年・2年と3年・4年と5年）活動などの同学年・異学年・異世代交流を行うなど、自尊感情や規範意識を高める取組を全校体制で行い、いじめの未然防止に努める。
- 地域・保護者と連携・協働して、地域社会の要請や期待に応える学校づくりを進める。

(3) 学校いじめ防止基本方針の目的

「横浜市いじめ防止基本方針」及び「国の基本方針」を斟酌し、本校と地域の実態に応じた基本方針を策定することにより、いじめの防止、発生時の早期解決、保護者及び地域の理解と支援が適切に行われることを目的とする。

2 組織の設置及び取組

- (1) 校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、定期的に会合を開き、いじめ防止の取組の企画・各種調査・職員研修等の中核となる。また、必要に応じて関係機関と連携する。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭及びその他主幹教諭・児童支援委員会教諭とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

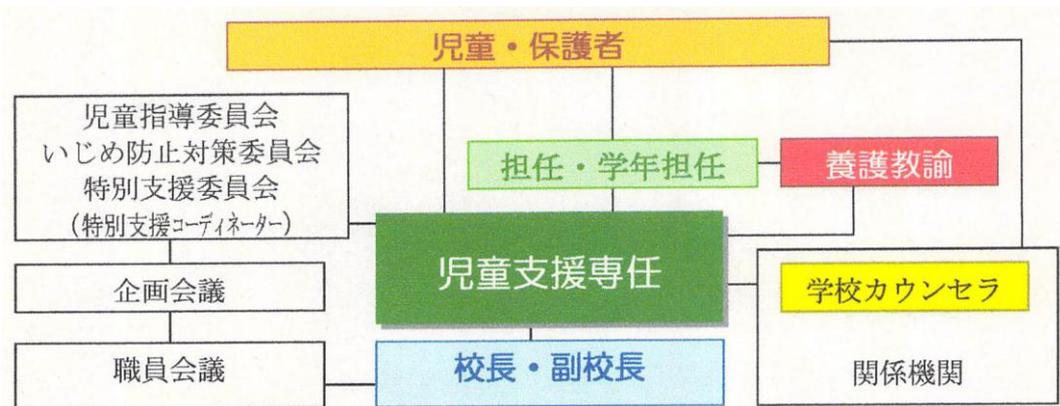
3 いじめ防止及び早期発見

(1) いじめ防止への取組

- 人権教育全体計画を制定し、全教職員で目標を共有して、人権を尊重する学校の風土づくり、自己有用感の醸成にあたる。
- 個の存在、ものの見方・考え方の違い、立場の違いなどを重視し、違いの中に学び合う授業などの教育活動を行い、集団内での適切な人間関係を育てる。
- いじめ防止に関する子どもの主体的な取組を促し、支援する。
- インターネットを通じたいじめへの対処及びモラルの定着に努める。

(2) いじめの早期発見

- 子どもの言動を観察し、いじめを早期に発見するとともに、情報を共有する。



- 全市一斉キャンペーンの他、定期的なアンケート（3回）を実施し、情報の早期把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見をした場合は、担任と「いじめ防止対策委員会」で対応策を決定する。
- 早期に被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を行う。
- 必要に応じ、警察署等関係機関、専門機関等と連携する。

(4) 研修等の実施

- 計画的に児童理解研修を実施する。
- いじめ防止、対応に向けた校内研修を実施する。

(5) 「平沼小懇話会」「学校ホームページ」の活用

- 「平沼小懇話会」を活用し、必要や内容に応じて、いじめ問題等を保護者や地域と共有して対応する。
- 学校ホームページ等で基本方針を公表して、保護者や地域等への周知を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の報告

- 重大事態発生の場合は、直ちに教育委員会に報告する。

(2) 重大事態の調査

- 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに調査を行う。
- 調査結果は、教育委員会に報告する。

(3) 児童及び保護者への報告

- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を速やかに報告する。

5 その他

- 必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。